

# 大分県報

令和五年  
第四二〇号  
六月二十三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 指定予定保安林……………
- 付保義務の発生……………
- 県営土地改良事業の工事の完了……………
- 開発行為の完了……………

### 〇告示

#### 大分県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和五年六月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 保安林予定森林の所在場所  
玖珠郡玖珠町大字小田字鼻操原二八〇七番一、二八〇七番六
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

令和五年六月二十三日

大分県報（告示・公告）

一

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第二百八十六号

日出町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和五年六月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

### 〇公告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和五年六月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 事業名

県営農村地域防災事業  
（ため池整備）（重（下）池地区）

着手年月日

平三〇・七・一二

完了年月日

令五・三・二八

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年六月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
速見郡日出町大字藤原字里二千三百四十三番ほか六筆及び二千三百三十六番八地先水路
- 開発区域の面積  
六千四百八十四・八一平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
速見郡日出町豊岡三千三百九番地四

令和五年六月二十三日

大分県報（公告）

株式会社AYUSHOU

代表取締役 安藤 利一

四 完了検査年月日

令和五年五月二十四日